

## 2020(令和2)年度決算概要等のお知らせ

## 1. 2020(令和2)年度決算

7月9日開催の第172回組合会で、大同生命健康保険組合の2020(令和2)年度決算および事業報告、規程等の一部改正・新設が承認されましたので概要を報告します。

なお、詳細は大同生命健康保険組合ホームページに公告しておりますのでご確認ください。

## (1) 決算収支の概要

## ① 一般勘定

## ○ 決算収支

- ・ 決算収入額が41.5億円と、前年度(42.2億円)から0.7億円減少(前年比98.3%)したものの、予算(40.4億円)を上回った(予算比102.6%)、
- ・ 決算支出額が38.7億円と、前年度(37.6億円)から1.1億円増加(前年比102.9%)したものの、予算(40.4億円)を下回った(予算比95.7%)。
- ・ 結果2.8億円の黒字となった。

## ○ 経常収支

- ・ 経常収支差引残は2.1億円と、前年度(4.0億円)から1.9億円減少(前年比52.3%)したものの、予算(0.7億円)を上回った(予算比314.8%)。

## &lt; 経常収入 &gt;

- ・ 保険料は、40.0億円と前年度(40.7億円)から0.7億円減少(前年比98.3%)したものの、予算(39.2億円)を上回った。(予算比101.8%)。
- ・ なお前年比減の主な要因は、年度平均被保険者数、年間平均報酬月額が前年度より増加したものの、総標準賞与額(年間合計)が前年より減少したことによるもの。

## &lt; 経常支出 &gt;

- ・ 保険給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えから、17.5億円と前年度(17.9億円)より0.4億円減少(前年比97.8%)し、予算を下回った(96.9%)。
- ・ 納付金は、18.0億円と前年度(16.6億円)から1.4億円増加(前年比108.5%)し予算どおり。
- ・ 保健事業費については、1.7億円と前年度(1.6億円)から0.1億円増加(前年比106.4%)したものの、予算の枠内(97.1%)であった。

## ② 介護勘定

## ○ 決算収支

- ・ 保険料は5.8億円と前年度(5.9億円)から0.1億円減少(前年比98.1%)したものの、予算どおり(予算比99.5%)。
- ・ 介護納付金が5.3億円と前年度(4.9億円)から0.4億円増加(前年比108.1%)したものの、予算内(5.3億円)に収まった(予算比99.9%)。
- ・ 結果、収支差引は2.8億円と前年度(2.4億円)から0.4億円増加。

## (2) 収支表

## ①一般勘定

## ・決算収支

(単位：万円)

	当年度 実績	前年度 実績		当年度 予算		予算差	予算比
		前年差	前年比	前年差	前年比		
決算収支差引残額	28,134	46,095	-17,961	61.0	—	28,134	—
決算収入額※ <sup>1</sup>	414,975	421,979	-7,004	98.3	404,372	10,603	102.6
うち経常収入	401,006	408,454	-7,448	98.2	394,088	6,918	101.8
決算支出額※ <sup>2</sup>	386,841	375,884	10,957	102.9	404,372	-17,531	95.7
うち経常支出	380,327	368,912	11,415	103.1	387,519	-7,192	98.1

※1. 経常収入に「調整保険料」「繰入金」「災害臨時特例補助金等」「高齢者医療支援金負担補助金」「財政調整事業交付金」「補助金等追加収入」を加算した額。

※2. 経常支出に「調整保険料還付金」「営繕費」「財政調整事業拠出金」「補助金等返還支出」「予備費」を加算した額。

## ・経常収支

(単位：万円)

	当年度 実績	前年度 実績		当年度 予算		予算差	予算比
		前年差	前年比	前年差	前年比		
経常収支差引残	20,680	39,542	-18,862	52.3	6,570	14,110	314.8
経常収入	401,006	408,454	-7,448	98.2	394,088	6,918	101.8
保険料	399,703	406,664	-6,961	98.3	392,721	6,982	101.8
国庫負担金収入	109	109	0	100.0	109	0	100.0
国庫補助金※ <sup>1</sup>	197	183	14	107.7	149	48	132.2
利子収入	854	951	-97	89.8	973	-119	87.8
雑入・その他	143	546	-403	26.2	135	8	105.9
経常支出	380,326	368,912	11,415	103.1	387,519	-7,192	98.1
事務所費・組合会費	7,106	6,820	286	104.2	7,953	-847	89.3
保険給付費	175,429	179,467	-4,038	97.8	180,985	-5,556	96.9
法定給付費	173,430	177,427	-3,997	97.7	178,800	-5,370	97.0
被保険者	111,086	114,240	-3,154	97.2	115,506	-4,420	96.2
被扶養者	52,872	54,314	-1,442	97.3	53,642	-770	98.6
高齢者	7,780	7,311	469	106.4	7,970	-190	97.6
高額療養費	1,691	1,562	129	108.3	1,680	11	100.7
付加給付費	1,999	2,040	-41	98.0	2,186	-187	91.4
納付金	180,359	166,228	14,131	108.5	180,604	-245	99.9
前期高齢者納付金	79,215	66,889	12,326	118.4	80,000	-785	99.0
後期高齢者支援金	101,140	99,329	1,811	101.8	100,600	540	100.5
その他の納付金※ <sup>2</sup>	4	10	-6	40.0	4	0	100.0
保健事業費	17,275	16,234	1,041	106.4	17,794	-519	97.1
保険料還付金	0	5	-5	—	10	-10	—
連合会費・その他	158	159	-1	99.4	173	-15	91.3

(単位：万円)

	当年度 実績	前年度 実績		前年差	前年比
		前年差	前年比		
決算収支差引残額	28,134	46,095	-17,961	61.0	
財政調整事業繰越金	0	0	0	—	
準備金	0	0	0	—	
任意積立金	28,134	46,095	-17,961	61.0	
その他	0	0		—	

②介護勘定  
・決算収支

(単位：万円)

	当年度 実績	前年度			当年度		
		実績	前年差	前年比	予算	予算差	予算比
決算収支差引残額	28,320	24,212	4,108	117.0	28,434	-114	99.6
収入	81,366	73,267	8,099	111.1	81,489	-123	99.8
保険料	57,986	59,082	-1,096	98.1	58,253	-267	99.5
繰越金	23,236	13,701	9,535	169.6	23,236	0	100.0
その他	144	484	-340	29.8	0	144	—
支出	53,046	49,055	3,991	108.1	53,055	-9	99.9
介護納付金	53,046	49,054	3,992	108.1	53,050	-4	99.9
その他	0	1	-1	0.0	5	-5	0.0

(単位：万円)

	当年度 実績	前年度		
		実績	前年差	前年比
決算収支差引残額	28,320	24,212	4,108	117.0
準備金	786	976	-190	80.5
繰越金	27,534	23,236	4,298	118.5

2. 大同生命健康保険組合規程の改正

(1) 「個人情報保護管理規程(別表2)」の改正

①改正理由

- ・事務処理業務を外部委託するにあたり、各委託業務において「他の事業者等への情報提供を伴う事例」に、該当の利用目的を追加。
- ・オンライン資格確認等システムを活用した、特定健診データ等の保険者間提供の開始にあたり、該当の利用目的を追加。

②改正日 2021(令和3)年8月1日

(2) 「出産育児一時金等内払金支払規程」の改正

①改正理由

- ・出産費用が規定額を下回った場合の給付差額は、従来、被保険者から申請書の提出を求めていたところ、審査機関の情報をもとに支払うこととし、加入者の利便性向上のため、被保険者の申請手続きを廃止。

②改正日 2021(令和3)年10月1日

(3) 「高額療養費支給手続規程・一部負担還元金支給手続規程・付加給付支給規程」の改正

①改正理由

- ・事務効率向上のため、銀行振込の支払回数を3回から2回へ変更。  
※給付金の支払は事業主給与への組入れが主であり、銀行振込みは主に任意継続者・退職者に該当するもので、本改正により支払時期が著しく遅くなる等の影響はない。

②改正日 2021(令和3)年10月1日

#### (4) 「被扶養者認定基準」の改正

##### ①改正理由

- ・被扶養者の年間収入の範囲に退職金を含めていたが、一時的な収入のため、年間収入に含めないこととした。また、厚生労働省からの通知に基づき、夫婦の年収がほぼ同程度（1割以内）場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする事とした。

②改正日 2021（令和3）年8月1日

### 3. 大同生命健康保険組合規程の新設

#### (1) 「災害時における一部負担金等の徴収猶予及び減免に対する取扱要領」の新設

##### ①新設理由

- ・従来、災害救助法適応への対応として、災害時における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いは、発生の都度、理事長にて専決のうえ組合会決議を必要としていたところ、災害時に速やかに対応できるよう健康保険組合連合会のひな形に準じて規程化したもの。

②新設日 2021（令和3）年8月1日

以上